

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 4 月 25 日現在

機関番号：10104

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885005

研究課題名(和文) 保険契約に関する海外直接付保規制のあり方を今日的に再考する

研究課題名(英文) Reconsideration of Japanese regulation of foreign insurers

研究代表者

吉澤 卓哉 (YOSHIZAWA, TAKUYA)

小樽商科大学・商学研究科・教授

研究者番号：50708360

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：近時の電気通信技術の著しい発展と価格低下という状況を前提として、日本所在の保険契約者が海外所在の外国保険業者と直接に保険契約を締結する規制(海外直接付保規制)のあり方について検討を行った。具体的には、第1に、他の参入規制である外国保険会社規制等との整合性を検証した。第2に、今後の海外直接付保規制のあり方について立法論的に検討した。

研究成果の概要(英文)：In view of the recent rapid development of the electric communication technology, I have examined Japanese regulation of the direct insurance contracts between Japanese residents and foreign insurers.

研究分野：保険法

キーワード：外国保険会社 海外保険者 海外直接付保規制

1. 研究開始当初の背景

近時における電気通信技術の著しい発展と価格低下により、日本所在の保険契約者は、海外所在の外国保険業者や海外所在の保険仲介者に容易にアクセスできるようになった。また、場合によっては、日本所在の保険契約者が、海外所在の外国保険業者や海外所在の保険仲介者だとは思わずに、知らぬ間にそれらの者にアクセスしてしまっている事態も生じ得るようになった。こうした場合に保険契約の締結を規制する(原則禁止)のが海外直接付保規制(保険業法 186 条)である。このような状況を踏まえると、この海外直接付保規制のあり方を再考する必要がある。

しかしながら、この分野に関する研究は従前より蓄積が少ない。近時においては、1995 年保険業法改正時の立法論として、落合誠一「外国保険業者」(竹内昭夫編『保険業法の在り方 下巻』有斐閣、1992 年)や石田満「外国保険事業者に関する法律」(落合誠一他編『現代企業立法の軌跡と展望』商事法務研究会、1995 年)がある。そして、1995 年保険業法改正後の解説としては、小林登「外国保険業者」(東京海上火災保険『損害保険実務講座補巻保険業法』有斐閣、1997 年)や関西保険業法研究会「保険業法逐条解説 (XXIII)」(生命保険論集 148 号、2004 年、木下孝治)などがあるものの、この分野に特化した最近の研究としては、木下孝治「外国保険会社規制の目的と海外直接付保規制」(阪大法学 52 巻 3・4 号、2002 年)が存在する程度である。

そこで、申請者は、近時の電気通信技術の発展と普及の情勢を踏まえて、保険業法における保険契約の海外直接付保規制のあり方を再考することとした。

2. 研究の目的

上記 1 で述べたとおり、近時における電気通信技術の著しい発展と価格低下により、日本所在の保険契約者が海外所在の外国保険業者に容易にアクセスする(場合によっては、知らぬ間にアクセスしてしまう)状況になりつつあり、海外への直接付保(日本の保険契約者が、海外の保険業者と保険契約を締結すること)を禁止する海外直接付保規制(保険業法 186 条)の在り方を再考する必要性が生じている。

そこで、本研究では、

海外直接付保規制と、深い関連性を有する筈の外国保険会社規制(保険業法 185 条)との規制間の整合性を検討するとともに、

海外直接付保規制の規制内容およびその妥当性を今日的に検証することとした。

3. 研究の方法

本研究計画は、

海外直接付保規制と、深い関連性を有する筈の外国保険会社規制(保険業法 185 条)との規制間の整合性を検討するとともに、

海外直接付保規制の規制内容およびその妥当性を今日的に検証するものである。

上記は関連する分野であるので、調査や検討は同時並行的に行った。具体的には、まず、国内で可能な調査(文献渉猟や国内実地調査)を行ったうえで、日本の保険業法における海外直接付保規制と外国保険会社規制に関する法的論点の洗い出しと整理を行った。そのうえで、欧州において、海外直接付保規制や外国保険者の参入規制に関する実態調査を行った。そして、海外における両規制(海外直接付保規制および外国保険会社規制)の現状をとりまとめ、日本法への示唆を得た。

4. 研究成果

研究成果は、以下のとおり 2 つに分かれる。(1) 海外保険者に対する参入規制間の整合性検証

まず、日本の保険業法における、海外保険者に対する参入規制の規制間の整合性に関して検討を行った。

その結果、第 1 に、海外直接付保規制と外国保険会社免許制との整合性の観点からは、両規制とも「外国保険業者」概念を共通にしているが、免許制では「保険業」概念を、海外直接付保規制では保険契約概念を基準としているがために、少なくとも表面的には整合性に欠けている。

保険業法にいう「保険業」とは、

(a) 一定の保険について、
(b) その引受を行う事業のうち、特定のものを除いたものである(法 2 条 1 項)。つまり、保険に関する事業の全てが「保険業」に該当する訳ではないのである。

具体的には、上記(a)に関しては、法 3 条 4 項(生命保険業免許の対象となる保険)各号および法 3 条 5 項(損害保険業免許の対象となる保険)各号のいずれにも属さない保険がこれに当たる。こうした保険の引受を業として行っても、「保険業」には該当しないので保険業法上の免許(法 3 条 1 項)は不要である。

また、上記(b)に関しては、法 3 条 4 項各号、5 項各号が規定する保険の引受を業とする場合であっても、特定の除外事由(法 3 条 1 項各号)に該当する場合には、「保険業」には該当しないので保険業法上の免許はやはり不要である。たとえば、団体内での保険引受(外国会社を含むことがわざわざ明記されている。法 2 条 1 項 2 号口。同号八や二も同様)や、少人数(1,000 人以下の者を相手方とするもの。保険業法施行令 1 条の 4 第 1 項)を対象とする保険(法 2 条 1 項 3 号)がこれに当たる。したがって、外資系企業の日本法人または日本支社の従業員が世界に広がる当該企業グループの団体内保険制度に加入する場合には、たとえ日本国内で団体内保険制度の運営がなされる場合であっても、保険業法の免許制は適用されない。また、外国の

保険者（「外国保険業者」か否かを問わない）が、日本において少人数保険（少人数共済と呼ばれることが多い）の引受を行う場合も、保険業法の免許制は適用されないのである。

他方、海外直接付保規制の規制対象は、あくまでも個々の保険契約の締結である（法185条6項、186条1項）。換言すると、「保険業」を行うことが規制対象となっている訳ではない（海外直接付保規制においては、「保険業」という用語は使用されておらず、保険契約が規制対象である）。つまり、外国保険会社規制と海外直接付保規制は、「保険業」（法2条1項に定義がある）と保険契約（保険業法に定義がない）という異なる概念に立脚しているため、規制に齟齬が生じる惧れがある。

第2に、海外直接付保規制には2種類のものが存在するが（法185条6項、186条1項）、両規制間の整合性の観点からは、「外国保険業者」の日本への進出度合と海外直接引受の可否とが必ずしも整合していないことが判明した。

すなわち、「外国保険業者」の日本への進出度合と、その場合に適用される海外直接付保規制は次のように整理されよう。なお、「外国保険業者」の日本の保険市場への進出方法としては、海外直接引受、日本に「支店等」を設置して日本で行う保険引受、日本に内国保険会社を設立して日本で行う保険引受、の3段階が一般に想定され、また、そのことを前提とした議論がなされている。けれども、最後者に関しては、少なくとも法的には、「日本に設立した内国保険会社による保険引受、および、『外国保険業者』による海外本支店からの海外直接引受の組み合わせ」が経営の選択肢として考えられる。法制度の是非を検討するにあたっては、このことを念頭に置くべきであろう。

(a)日本に全く進出していない「外国保険業者」

海外直接引受は原則として禁止されているが、日本市場にない先進的な保険商品については、顧客が許可（法186条2項）を受ければ、海外の本支店において海外直接引受できる（法186条1項）。

(b)日本に「支店等」を設けて進出している「外国保険業者」

日本に設けた「支店等」において保険引受をしなければならないので、日本市場にない（つまり、日本の監督当局の認可等を受けていない）先進的な保険商品は販売できない。販売するためには、日本に設けた「支店等」が当該保険商品の認可等を日本の監督当局から取得したうえで、日本の「支店等」が保険契約を締結しなければならない（法185条6項）。なお、当該「外国保険業者」の海外本支店が、海外直接引受を行うことはできない（同項）。

(c)日本に内国保険会社を設立して進出している「外国保険業者」

日本国外の「外国保険業者」自身には、海外直接付保規制（法186条1項）が適用されるので、海外直接引受は原則として禁止されているが、日本市場にない先進的な保険商品については、顧客が許可（法186条2項）を受ければ、海外の本支店において海外直接引受できると考えられる（法186条1項。この点に関しては上記(a)に同じ）。

他方、当該「外国保険業者」が日本に設けた内国保険会社の日本国内の本支店は、日本市場にない（つまり、日本の監督当局の認可等を受けていない）先進的な保険商品は販売できない（この点に関しては上記(b)に同じ）。

このように、「外国保険業者」による海外直接引受は、当初は一部認められていたものが（上記(a)）、当該「外国保険業者」が日本への進出の程度を強めるに従って、一旦は全面的に禁止されるに至り（上記(b)）、さらに進出度合いを強めると再び一部認められる（上記(c)）ことになる。そもそも、直接進出に関する規制はできる限り価値中立的なものとすべきであるとの立場からすると、現行規制の整合性は必ずしも明確とは言えないかもしれない。特に、日本に内国保険会社を設立して進出している場合に（上記(c)）、それも当該「外国保険業者」グループ全体で内国保険会社の過半数の議決権を保有するような場合には、親会社たる「外国保険業者」への海外直接付保を例外的にでも認める必要性や合理性を再検討する必要があるように思われる。

海外直接付保規制はきわめて通商政策的意味合いの強い制度であり、本稿は海外直接付保規制の是非自体を取り上げるものではないが、以上の検討結果からすると、少なくとも整合性のある規制を目指すべきであると考えられる。

(2) 将来の通信越境取引への海外直接付保規制の適否検討

次に、保険の通信による越境取引（以下、通信越境取引という）に焦点を当てて、保険業法はいかなる規制が設けているか、そして、当該規制が近時の電気通信技術の著しい発展と価格低下に適切に対応できるか否かを確認した。

その結果、現行法では適切な対応が困難であることが判明したので、立法論として、いかなる制度を採用すべきかを検討した。具体的には、先進国における規制状況を概観し、また、保険の隣接業界である証券分野の規制状況を概観したうえで、保険の通信越境取引について日本が採用すべき規制を検討した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

吉澤卓哉「海外保険者に対する参入規制の整合性」損害保険研究75巻3号(2013年)141-166頁(査読なし。これは上記4(1)の研究成果に関するものである)

〔学会発表〕(計0件)

上記4(2)の研究成果に関して、研究期間中に学会発表を行うことができなかったが、現在、学会発表を申請中である。

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

なし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉澤卓哉 (Takuya YOSHIKAWA)

小樽商科大学大学院・商学研究科・教授

研究者番号：50708360

(2) 研究分担者

なし。

(3) 連携研究者

なし。